

松江市消防本部インターンシップ実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、松江市消防本部(以下「消防本部」という。)が行う学生実習生受入制度(以下「インターンシップ」という。)に関する必要な事項について定めるものとする。

(目的)

第2条 インターンシップは、大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専門学校、高等学校(以下「大学等」という。)に在籍する学生または生徒(以下「学生等」という。)に実践的な就業体験の機会を提供し、職業意識の向上や消防業務に対する理解を深めることを目的とする。

(対象者)

第3条 インターンシップの対象者は、原則として、大学等に在籍する学生等とする。

(実習生の受入手続および決定)

第4条 インターンシップにおける実習を希望する学生等が在籍する大学等の代表者(以下「大学等の代表者」という。)は、インターンシップ受入申込書(様式第1号)および該当する学生等のインターンシップ実習生調書(様式第2号)を松江市消防長(以下「消防長」という。)に提出しなければならない。

2 消防長は、受入の可否を決定し、インターンシップ受入可否決定通知書(様式第3号)により、大学等の代表者に通知するものとする。

(実習期間および実習時間)

第4条 実習期間は、原則として5日以内で、大学等と協議のうえ定める期間とする。

2 受け入れる学生等(以下「実習生」という。)が実習を行う時間は、原則と

して午前8時45分から午後5時15分までとする。ただし、消防長が必要があると認める場合は、これを変更することができる。

(経費の負担)

第5条 消防本部は、実習生に対して、報酬、交通費その他実習に伴う経費の負担は行わない。

(誓約書等)

第6条 実習生は、誓約書(様式第4号)を事前に消防長に提出しなければならない。

2 大学等の代表者は、実習生に対し、この誓約の遵守を徹底指導する義務があるものとする。

(協定の締結)

第7条 消防長および大学等の代表者は、インターンシップの実施に関し、この要綱に従い協定(様式第5号)を締結するものとする。

(服務等)

第8条 実習生は、大学等に在籍する学生等の身分を保有し、消防本部は実習生に対して、消防職員としての身分を付与しない。

2 実習生は、実習期間中は所定の実習に従事し、実習目的の達成に努めなければならない。

3 実習生は、実習期間中、消防職員が遵守すべき法令、条例等ならびに実習を担当する所属の所属長および実習生の指導監督等を担当する職員(以下「指導担当者」という。)の指示等に従わなければならない。

4 実習生は、消防本部の信用を傷つけ、または不名誉となる行為をしてはならない。

5 実習生は、病気等のため実習を受けることができない場合には、あらかじめ消防本部にその旨を連絡しなければならない。ただし、やむを得ない場合には事後速やかにその旨を連絡するものとする。

(守秘義務)

第9条 実習生は、実習により知り得た情報(公開されているものは除く。)を漏らしてはならない。また、実習終了後においても同様とする。

(指導担当者の指名)

第10条 実習を担当する所属の所属長は、指導担当者を指名するものとする。

(実習の中止)

第11条 消防長は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、実習を中止することができる。

- (1) 実習生が第8条または第9条の規定による服務、義務に従わないとき。
- (2) 実習を継続することにより、消防本部の業務に支障が生じ、またはそのおそれがあるとき。
- (3) 実習の目的を達成することが困難であると認められるとき、その他実習を継続することが困難であるとき。

2 消防長は、前項の規定により、実習を中止する場合は、その旨を大学等の代表者に通知するものとする。

(実習中の事故に係る責任等)

第12条 大学等の代表者および実習生は、実習中の事故に備え、傷害保険および賠償責任保険に加入し、実習中の事故に関しては、自らの責任において対応しなければならない。

2 実習生が、故意または過失により消防本部に損害を与えたときは、大学等の代表者および実習生は、消防本部に対しその損害を賠償しなければならない。

3 実習生が第三者に与えた損害等に関しては、消防本部は一切の責任を負わない。

4 実習生が第三者に与えた損害等により、消防本部が第三者に対し損害賠償の責を負った場合は、大学等の代表者および実習生は、当該賠償により消防本部が被った損害の補填をしなければならない。

(庶務)

第 1 3 条 インターンシップに関する庶務は, 消防総務課において処理する。

(雑則)

第 1 4 条 この要綱に定めるもののほか当該実習に関し問題が生じた場合は,
その都度大学等の代表者と協議するものとする。

附 則

この要綱は, 令和 5 年 4 月 1 日から施行する。